

令和7年9月市議会 総務委員会資料

第89号議案 令和7年度長崎市一般会計補正予算（第3号）

<目 次>

ページ

（歳出）

【2款 総務費 1項 総務管理費 6目 財産管理費】

1	基金積立金	2～8
2	市有財産解体費	9～12

【2款 総務費 1項 総務管理費 23目 諸費】

1	市税等過誤納還付金	13～16
---	-----------	-------

【債務負担行為補正】

	個人住民税課税システム改修委託（令和7年度税制改正対応）	17～22
--	------------------------------	-------

（歳入）

【12款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税】

1	普通交付税	23～24
---	-------	-------

財 務 部
令和7年9月

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
24～25	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	1－1	基金積立金	千円 114,683

1 概要及び事業内容

(1) 企業版ふるさと納税基金の積立 114,683千円

ア 概要

企業版ふるさと納税寄附金を一部活用した幸町地区優良建築物等整備事業について、事業者からの当該事業に係る補助金の返還が生じることから、返還金のうち、企業版ふるさと納税寄附金活用分について基金積立金に積み立てるため補正を行うもの。

イ 事業内容

幸町地区優良建築物等整備事業に関する消費税等仕入控除税額返還金に係る積立金の増 114,683千円

長崎スタジアムシティの施設整備費に対して令和4年度から令和6年度に社会資本整備総合交付金や企業版ふるさと納税寄附金を活用して国、県、市一体となって支援していたが、事業者の確定申告により消費税及び地方消費税の仕入控除税額の返還が生じたため、事業者からの返還金の一部を基金へ積立するもの。

【事業者から市への返還額】

返還額 382,278千円
うち国返還額 191,140千円
うち県返還額 76,455千円
うち市返還額 114,683千円 ➡ 補正対象

【優良建築物等整備事業の支出額】

区分	合計 (R4～R6)			
	国	県	市	
補助金額	約21.0億円	約8.4億円	約12.6億円	
消費税額	約1.9億円	約0.8億円	約1.1億円	

ウ 令和7年度基金現況（企業版ふるさと納税基金）

区 分	R 6 末 現在高	R 7 積立額	R 7 取崩額	R 7 末 現在高
	千円	千円	千円	千円
補正前の額	89,118	59,962	6,274	142,806
補正額		114,683	—	
補正後の額	89,118	174,645	6,274	257,489

2 財源内訳

区 分	事 業 費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
補正前の額	千円 3,351,674	千円 —	千円 —	千円 19,800	千円 2,986,130	千円 345,744
補正額	114,683	—	—	—	114,683	—
補正後の額	3,466,357	—	—	19,800	3,100,813	345,744

※消費税等仕入控除税額返還金

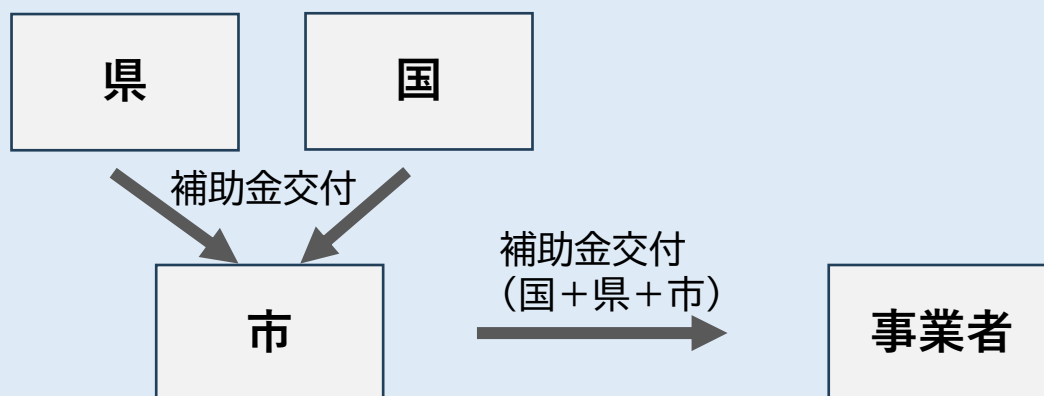
3 制度概要

【補助金の交付及び返還】

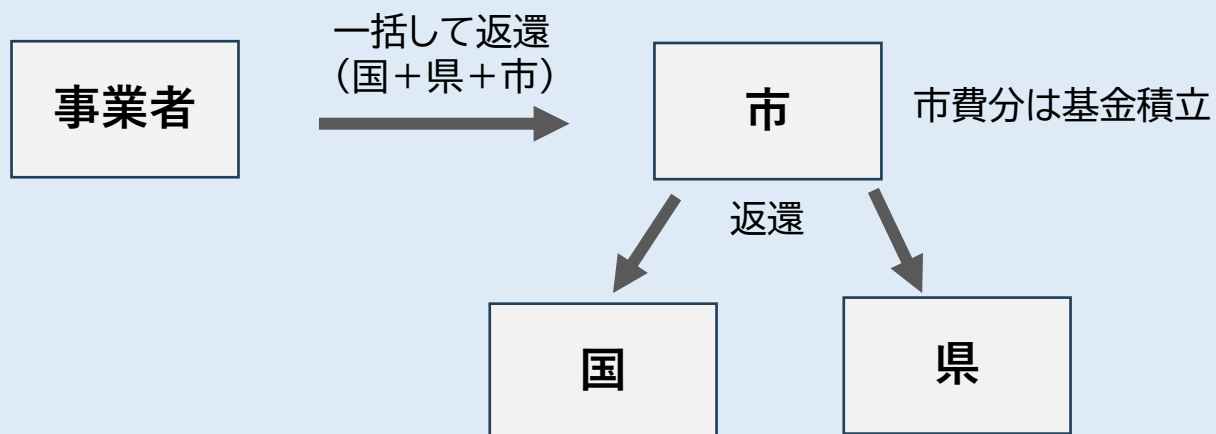
(1) 制度の説明

市の補助金は事業者へ直接交付（直接補助）するが、国及び県の補助金は市を経由して事業者に交付（間接補助）される。したがって、補助金の返還が生じた場合は、事業者が市に一括して返還し、市が国及び県に返還する。

(2) 交付の流れ



(3) 返還の流れ

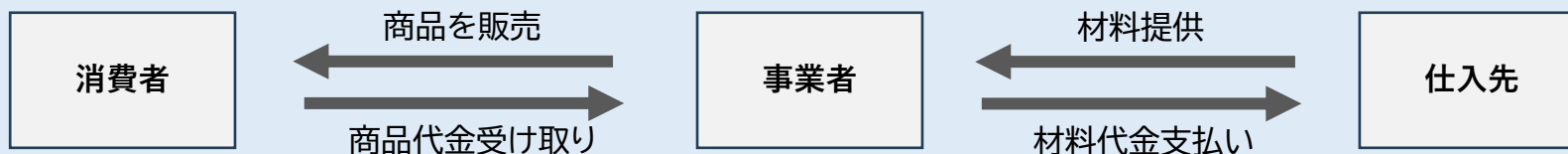


【仕入に係る消費税額の控除の概要】

※金額は例示

(1) 制度の説明

事業者は商品販売時に受け取った消費税について、材料の仕入れ時に支払った消費税を差し引いた額で国に納めることができる。



商品代金	12,000千円
消費税	1,200千円

材料代金	12,000千円
うち補助金	8,000千円
消費税	1,200千円
うち補助金	800千円



参考資料

【優良建築物等整備事業による支援内容】

(1) 概要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等に資するため、日常的に開放された市街地における公衆の円滑な通行の確保に資する敷地内の公共的通路等の整備等を伴う建築物等に対し、補助するもの。

(2) 補助支援の理由

長崎スタジアムシティプロジェクトは、スタジアムとアリーナを中心に、スポーツやコンサートなどによる新たな楽しみの場の創出と雇用を生み、都市の魅力向上と若者を中心とした人口流出の抑制や交流人口の拡大に繋がり、長崎市が抱える課題解決に大きく貢献するものである。

また、試合時を除きスタジアムを原則市民に一般開放する計画（通常のスタジアムはコンコースのみの開放）であり、日常時には憩いの空間としての利用ができるほか、災害時には一時避難場所としての利用を予定するなど、市民サービスの向上に貢献する事業でもある。

(3) 補助率

補助対象額に対して、国1/3、地方公共団体1/3、事業者1/3

(4) 全体の補助金額

補助対象額：約63億円（国1/3、地方1/3、事業者1/3）

補助金額：約42億円（国と地方の負担額の合計 補助対象額 × 2/3）

国（補助対象額の1/3）：約21.0億円

県（補助対象額の1/3 × 2/5）：約 8.4億円

市（補助対象額の1/3 × 3/5）：約12.6億円

(5) 補助対象

ア 調査設計計画費

イ 共同施設整備費(空地等の整備、共用通行部分など)

(6) 共同施設整備費の対象施設: 人工地盤(通路)、商業・オフィスの共用スペース、附置義務駐車場の一部など

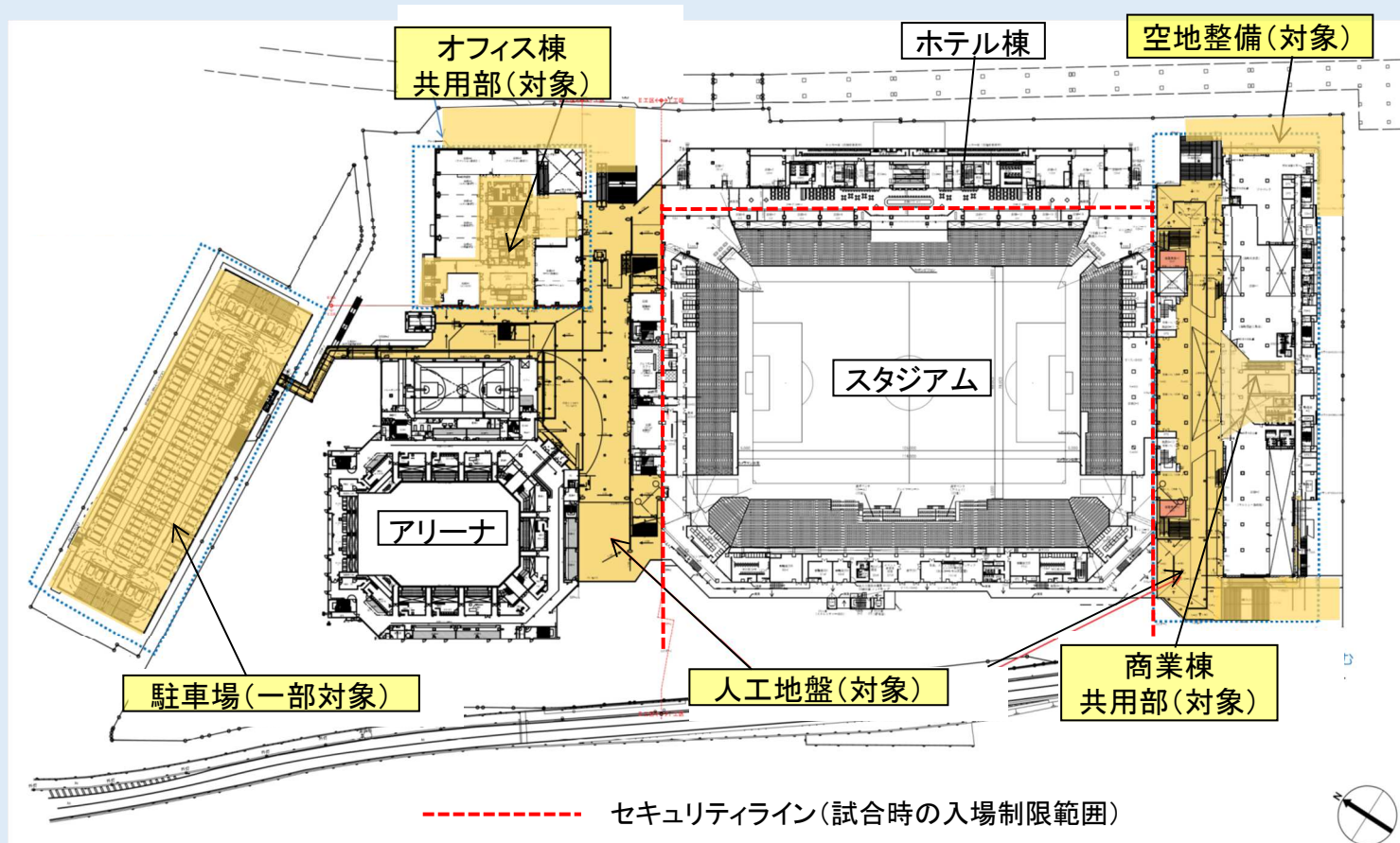


図1 補助対象施設 平面図

【企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の内容】

（1）概要

国の認定を受けた自治体の地域再生計画に掲げている地方創生プロジェクトに対して企業（本社が寄附自治体以外に存在する法人）が寄附を行った場合、最大約9割の税制上の優遇を受けることができる制度。

※長崎市では、地域再生計画の認定を受け、平成29年度から同制度を活用している

（2）企業版ふるさと納税基金

企業版ふるさと納税の趣旨及び寄附者の意向に沿いつつ、翌年度以降の事業に寄附金を充てることが可能となることから、寄附金を柔軟かつ最大限に活用するため、令和6年3月に設置したもの。

（3）これまでの企業版ふるさと納税実績

寄附事業名：幸（さいわい）・WAKU×わくプロジェクト（幸町周辺環境整備）～長崎スタジアムシティプロジェクトへの支援～

寄附金額：令和4年度 170,600千円/21件

令和5年度 395,500千円/18件

令和6年度 153,400千円/ 4件

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
24～25	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	2－1	市有財産解体費	千円 5, 4 6 6

1 事業の概要

旧神浦中学校校舎等の解体前の石綿含有分析調査を行う。

- ・ 解体予定建物：校舎、屋内運動場、技術室棟、体育倉庫、倉庫①、倉庫②、消火ポンプ室
- ・ 石綿含有分析箇所の特定（スクリーニング）調査により、石綿含有の可能性があり、今回分析調査が必要な建物：校舎、屋内運動場、技術室棟、体育倉庫、倉庫②

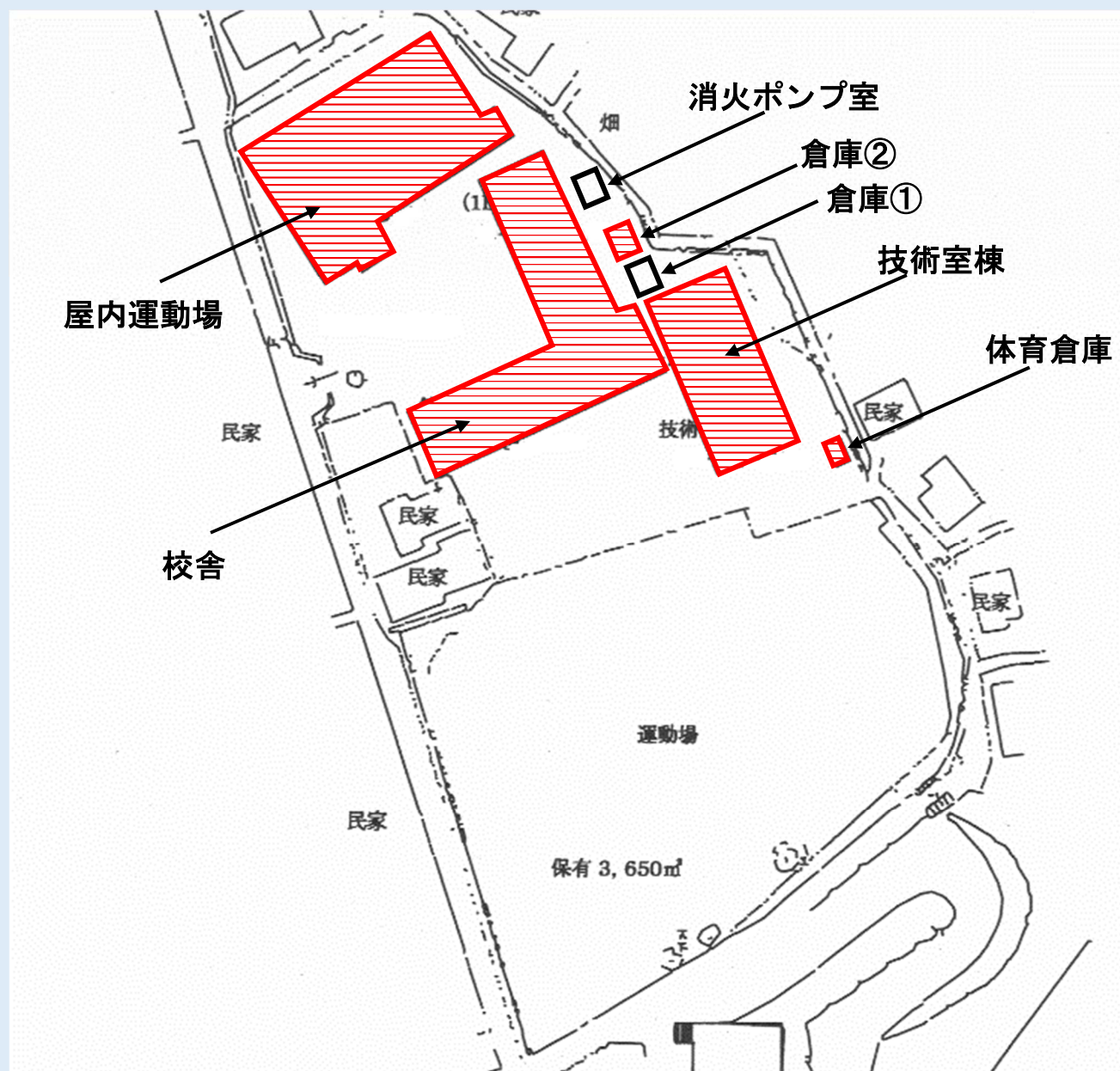
2 補正内容

旧神浦中学校校舎等について、令和6年度に石綿含有調査を行う予定であったが、令和5年度の法改正により有資格者による石綿含有分析箇所の特定（スクリーニング）調査が必要になり、予定していた石綿含有分析調査まで至らなかったため、解体前に必要な石綿含有分析調査を行うもの。

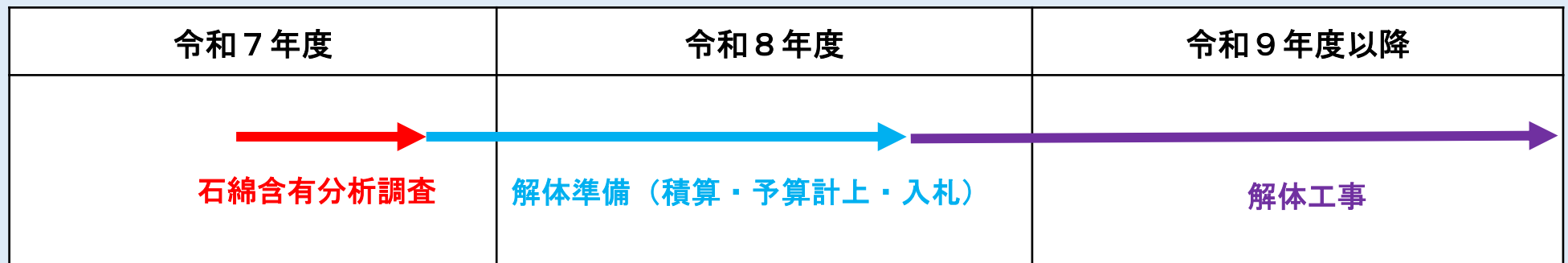
件名	内容	金額
旧神浦中学校石綿含有分析調査業務委託	石綿含有分析調査	5, 4 6 6 千円

3 石綿含有分析調査の対象建物

 = 対象建物



4 事業スケジュール



5 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	千円 190,395	千円 —	千円 —	千円 153,200	千円 —	千円 37,195
補正額	5,466	—	—	—	—	5,466
補正後の額	195,861	—	—	153,200	—	42,661

6 施設概要

名称	旧神浦中学校（校舎、屋内運動場ほか）
所在地	長崎市神浦江川町130番地1
建物構造等	鉄筋コンクリート造3階建ほか
延床面積	2,564.76㎡
建築年月	昭和42年2月（築58年）

位置図



現況写真



出典：国土地理院地図（「当該地」「写真方向」「外海地域センター」「外海公民館」及び図形を追記して作成）

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
24～25	2 総務費	1 総務管理費	2 3 諸費	1 - 1	市税等過誤納還付金	千円 1 5 8, 1 7 4

1 概要

法人市民税の中間申告を行っていた法人が、確定申告における納付税額が中間納付額よりも減となることに伴い、還付を行う。

2 事業内容

令和 6 年度の確定申告に基づき、令和 6 年度中に令和 7 年度分法人市民税のうち、法人税割の中間納付を行った法人（1 法人）の課税所得の減少により、令和 7 年度の確定申告額が中間納付額を下回ったため、その差額を還付したことにより、今後見込まれる市税等過誤納還付金の予算が不足するため還付金相当分を増額補正するもの。

【予算額内訳】

法人市民税に係る分			(単位：千円)
区 分	当初予算額	補正予算額	合計
還 付 金	1 7 1, 6 0 0	1 5 7, 2 3 5	3 2 8, 8 3 5
還付加算金	2, 5 0 3	9 3 9	3, 4 4 2
合 計	1 7 4, 1 0 3	1 5 8, 1 7 4	3 3 2, 2 7 7

3 還付金の算出根拠

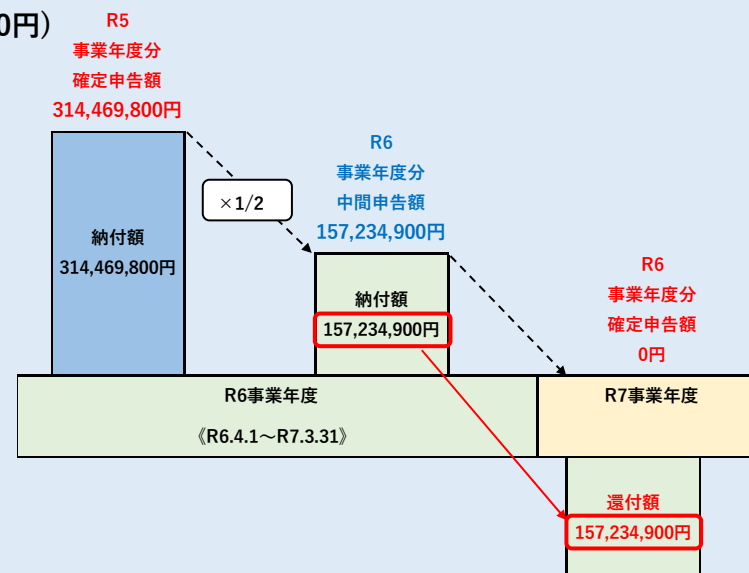
- (1) 事業年度 R 6.4.1～R 7.3.31 法定納期限 R 7.6.2 申告期限 R 7.7.31
- (2) 中間申告納期限 R 6.12.2
- (3) R 6 中間納付額 (法人税割) 157,234,900円 (R 6 確定申告額 314,469,800円)
- (4) 確定申告日 R 7.7.18 (期限内申告)
- (5) R 7 確定申告額 0円
- (6) **還付金** **157,234,900円** (R 6 中間納付額 - R 7 確定申告額)
- (7) 還付決定日 R 7.8.1
- (8) 還付理由 確定申告額が中間納付額より下回ったことによるもの。
- (9) **還付加算金** **938,200円**
- (10) 還付日 R 7.9.1

還付加算金積算

$$157,234,000円 \times 0.9\% (\text{※1}) \times 242日 (\text{※2}) \div 365日 \div 938,200円$$

※1 令和7年加算率は年 0.9% (令和6年11月29日付 総務省通知による)

※2 還付加算金の計算の基礎となる期間 (242日)
⇒ 中間申告納期限の翌日 (R 6.12.3) から還付決定日 (R 7.8.1)



4 財源内訳

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前の額	251,948	—	—	—	—	251,948
補正額	158,174	—	—	—	—	158,174
補正後の額	410,122	—	—	—	—	410,122

《参考》法人市民税の概要

1 法人市民税とは

市内に事務所又は事業所及び寮等を有する法人に申告と納税義務のある税金で、税額は従業者数等によって算出される「均等割」と、法人税の額に応じて算出される「法人税割」の合計となる。

2 納税義務者

納 税 義 務 者	納めるべき税額
市内に事務所又は事業所を有する法人	均等割と法人税割
市内に寮等（宿泊所・クラブ・保養所など）のみを有する法人	均等割のみ

3 税 額

(1) 均等割 【均等割額 = 適用される均等割の税率（※）×事務所等を有していた月数÷12】

※適用される均等割の税率…年額5万円から300万円までの9区分のうち、法人の資本金等の額と、事務所等の従業者数により決定。

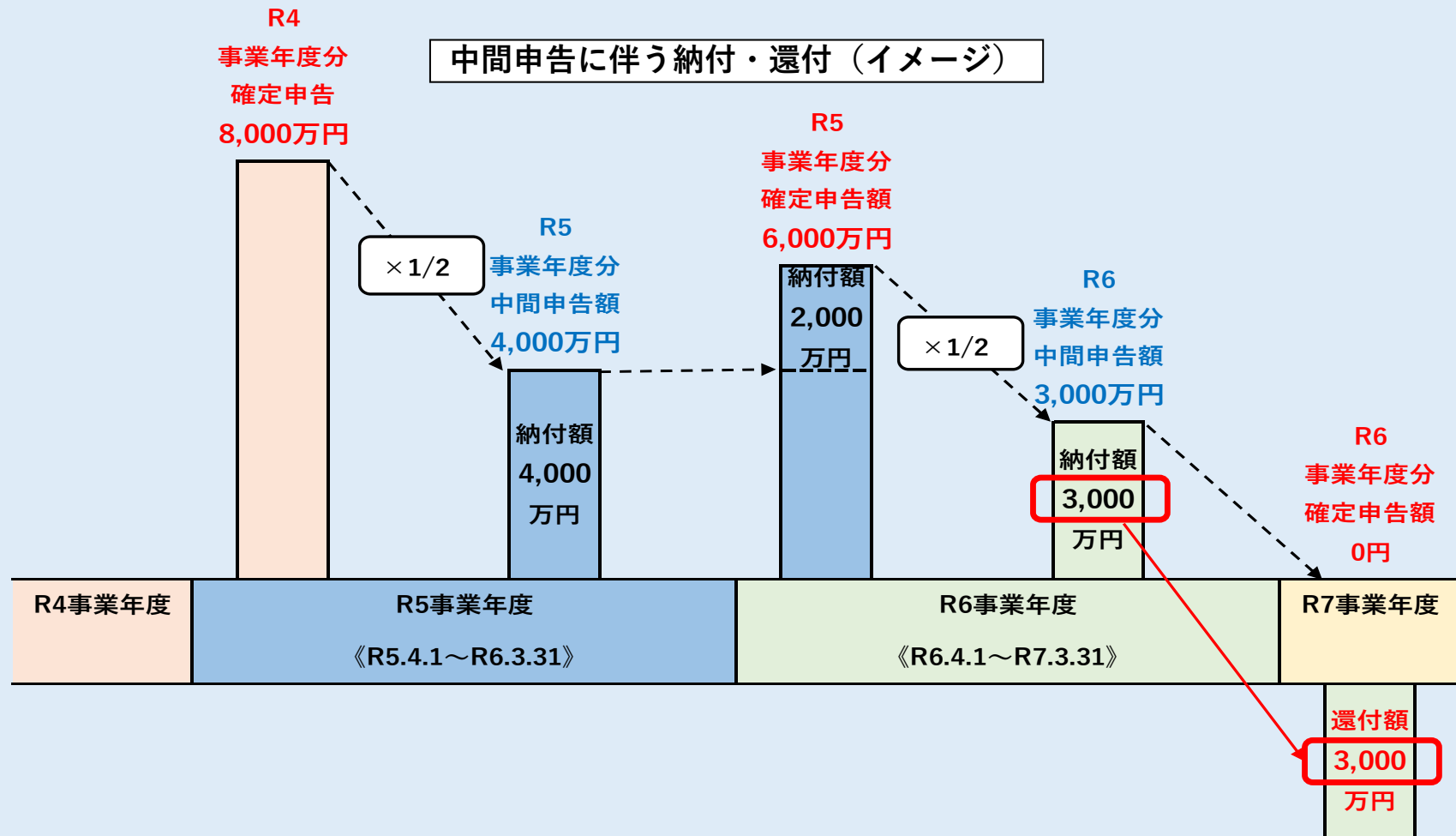
(2) 法人税割【法人税割額 = 課税標準となる法人税額 × 税率（8.4％）】

4 申告納付

申告の種類		申 告 額
確定申告		「均等割額」+「法人税割額」 ※中間申告をした場合はその額を差し引いた額
中間申告	予定申告	「均等割額(年額)の1/2」と「前事業年度の法人税割額の1/2」の合計額
	仮決算による 中間申告	「均等割額(年額)の1/2」と「事業年度開始の日以後6ヶ月の期間を一事業年度とみなして計算した法人税割額」の合計額

5 中間申告に伴う納付・還付

法人市民税においては、前事業年度分の確定申告額の1/2を、当事業年度途中に中間納付し、当事業年度終了後、当事業年度分の確定申告額が中間納付した法人市民税額を上回る場合は、上回る額を納付し、中間納付した法人市民税額に満たない場合はその満たない金額に相当する中間納付額を還付する。確定申告額が0円の場合は、中間納付額全額を還付する。



債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
ページ	事 項		
40～41	個人住民税課税システム改修委託 (令和7年度税制改正対応)	令和7年度～令和8年度	千円 79,675

1 事業概要

(1) 令和7年度税制改正（令和8年度課税分）対応

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、個人住民税については、給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特定親族特別控除の創設等並びに扶養親族等の所得要件の引き上げが行われることになったため、それに対応するよう、個人住民税課税システムの改修を行うもの。



2 事業内容

(1) 令和7年度税制改正対応（改修期間：令和7～8年度）

令和7年度は、次の①～③の法改正に伴う所得要件の変更など、令和8年度の個人住民税の当初課税に関わる、根幹部分の改修を行う。

- ① 給与所得控除の見直し
- ② 特定親族特別控除の創設
- ③ 扶養親族等に係る所得要件の引き上げ など

令和8年度は、税額決定後の中間サーバーへの情報連携や、他業務システムとの連携機能の改修を行う。

2 事業内容

税制改正へのシステム対応については、今回は、改正内容が多岐に渡るため、作業量が多く見込まれること及び適用パッケージが長期的かつ段階的にリリースされることにより、令和7年度から令和8年度の2か年での改修作業となる。

【経費内訳と主な改修内容】

年度	事業費	主な内容	
令和7年度	12節 委託料 0千円	当初課税に係る項目	①課税資料取込機能改修 ②システム画面表示機能改修 ③各種帳票発行機能改修 ④資料合算機能改修 ⑤税額計算機能改修 など
令和8年度	12節 委託料 79,675千円	中間サーバー、 他業務連携	⑥連携機能改修 ・ 中間サーバー※連携 ・ 他業務システム連携 など

※中間サーバーとは、国が所有し、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理しており、情報提供ネットワークシステムを介して、地方団体の既存業務システムと情報の授受を行う役割を担う。

3 スケジュール

主な内容		工程	令和 7 年度							令和 8 年度						
			9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
当初課税に係る項目	①課税資料取込機能	改修		→												
	②画面表示機能	検証		→												
	③各種帳票発行機能	改修				→										
	④資料合算機能	検証				→										
	⑤税額計算機能	改修					→									
		検証						→								
	稼働（順次）						→									
中間サーバー、 他業務連携	⑥連携機能 ・ 中間サーバー ・ 他業務システム	改修							→							
		検証								→						
	稼働（順次）										→					

4 財源内訳

事項 （個人住民税課税 システム改修委託）	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
令和 7 年度 税制改正対応	千円 79,675	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 79,675

5 (参考) 令和7年度税制改正大綱に基づく改正の概要

(1) 改正の背景

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、個人住民税については、給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特定親族特別控除の創設等並びに扶養親族等の所得要件の引上げが行われることになった。

(2) 改正の内容

(ア) 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に10万円引上げる。

【改正前】

(単身世帯の場合)

最低保障額:55万円		
給与収入	給与所得 控除額	市・県民税額① (所得割額)
100万円	55万円	0円
110万円	55万円	9,500円
160万円	55万円	59,500円
170万円	58万円	66,500円
180万円	62万円	72,500円
190万円	65万円	79,500円
200万円	68万円	86,500円
360万円	116万円	198,500円
660万円	176万円	438,500円
850万円以上	195万円	609,500円以上

【改正後】

(単身世帯の場合)

最低保障額:65万円			
給与収入	給与所得 控除額	市・県民税額② (所得割額)	減税額 (①-②)
100万円	65万円	0円	0円
110万円		0円	9,500円
160万円		49,500円	10,000円
170万円		59,500円	7,000円
180万円		69,500円	3,000円
190万円		79,500円	0円
200万円	68万円	86,500円	0円
360万円	116万円	198,500円	0円
660万円	176万円	438,500円	0円
850万円以上	195万円	609,500円以上	0円

変更なし

5 (参考) 令和7年度税制改正大綱に基づく改正の概要

(イ) 特定親族特別控除の創設

所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等に対し、特定扶養控除の所得要件を48万円から58万円に引き上げるとともに、58万円超から95万円までは特定扶養控除と同額の控除額を創設し、95万円超から123万円までは所得に応じて控除額を逡減させる仕組みを新たに設ける。

【改正前】

親族等の合計所得金額	控除額
48万円以下 (特定扶養控除)	45万円
48万円超	0円

所得要件の拡大

新設

【改正後】

親族等の合計所得金額	控除額
58万円以下 ※合計所得金額10万円引上げ	45万円
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

特定扶養控除

特定親族特別控除

(ウ) 扶養親族等に係る所得要件の引上げ

現行の扶養親族等に係る所得要件48万円を58万円に10万円引上げる。

(3) 施行日 令和8年1月1日（令和8年度課税分から適用）

5 (参考) 令和7年度税制改正大綱に基づく改正の概要

(参考) 個人住民税と所得税の改正内容比較

改正内容	個人住民税 (令和7年分所得に係る令和8年度分から適用)	所得税 (令和7年分所得から適用)																																
(ア)基礎控除の見直し	改正なし（最高43万円）	現行：最高48万円 → 改正：最高95万円 ※年収200万円以下の場合																																
(イ)給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応	〈最低保障額〉 現行：55万円 → 改正案：65万円																																
(ウ)特定親族特別控除の創設	所得税と同様の対応	① 現行の「103万円まで」の子等の給与収入について「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設 ② 子等の給与収入が「150万円超～188万円」の場合、控除額に段階を設けて控除																																
(エ)扶養親族等に係る所得要件の引上げ	所得税と同様の対応	現行：48万円 → 改正案：58万円																																
長崎市の 非課税ライン (単身者の場合)	<table><tr><td></td><td>現行</td><td></td><td>見直し後</td></tr><tr><td>基本額等</td><td>41.5万円</td><td>(変更なし)</td><td>41.5万円</td></tr><tr><td>給与所得控除</td><td>55万円</td><td>→ +10万円</td><td>65万円</td></tr><tr><td>計</td><td>96.5万円</td><td></td><td>106.5万円</td></tr></table>		現行		見直し後	基本額等	41.5万円	(変更なし)	41.5万円	給与所得控除	55万円	→ +10万円	65万円	計	96.5万円		106.5万円	<table><tr><td></td><td>現行</td><td></td><td>見直し後</td></tr><tr><td>基礎控除</td><td>48万円</td><td>→ +47万円</td><td>95万円</td></tr><tr><td>給与所得控除</td><td>55万円</td><td>→ +10万円</td><td>65万円</td></tr><tr><td>計</td><td>103万円</td><td></td><td>160万円</td></tr></table>		現行		見直し後	基礎控除	48万円	→ +47万円	95万円	給与所得控除	55万円	→ +10万円	65万円	計	103万円		160万円
	現行		見直し後																															
基本額等	41.5万円	(変更なし)	41.5万円																															
給与所得控除	55万円	→ +10万円	65万円																															
計	96.5万円		106.5万円																															
	現行		見直し後																															
基礎控除	48万円	→ +47万円	95万円																															
給与所得控除	55万円	→ +10万円	65万円																															
計	103万円		160万円																															

地方交付税（普通交付税） R7年度9月補正予算 補正額：▲1,358,709千円

（一般会計予算に関する説明書 16ページ～17ページ）

【補正理由】

令和7年7月29日付けで、国から令和7年度普通交付税の額の決定通知がなされ、当初の見込みを下回ったことから、予算現額（386.3億円）と当該交付決定額（372.7億円）との差額について、減額補正を行うもの。

なお、年間見込み額としては390.6億円を見込んでいたことから、▲17.9億円下回る結果となっている。

（単位：千円）

款	説明欄	年間見込額 ①	現計予算額 ②	算定額 ③	年間見込との 差額（③-①）	現計予算との 差額（③-②）
12		41,224,750	40,794,716	39,436,007	▲1,788,743	▲1,358,709
	地方交付税					
	1 普通交付税	39,056,330	38,626,296	37,267,587	▲1,788,743	▲1,358,709
	2 特別交付税	2,168,420	2,168,420	2,168,420	0	0

今回補正額

※ 特別交付税は、令和7年度の交付額が未定であるため、予算額と同額を年間見込みに記載

【年間見込①】

基準財政需要額 90,711,947千円 (A)	
基準財政収入額 51,655,617千円 (B)	普通交付税 39,056,330千円 (C = A - B)

【算定額③】

基準財政需要額 89,097,570千円 (A')	
基準財政収入額 51,829,983千円 (B')	普通交付税 37,267,587千円 (C' = A' - B')

（年間見込との差額）

基準財政需要額
(A' - A) ▲1,614,377千円

基準財政収入額
(B' - B) 174,366千円

普通交付税
(C' - C) ▲1,788,743千円

【▲17.9億円の主な内容】

- ・ こども子育て費や高齢者保健福祉費などの個別算定経費に係る長崎市の実情に応じた補正係数（※）によって、基準財政需要額が減額されたもの。（約4.8億円） ※ 各地方団体の自然的、社会的諸条件による行政経費の差を補正するための乗率
- ・ 基準財政収入額において、地方消費税交付金などが見込みを上回ったもの。（約1.7億円）
- ・ 人件費及び扶助費に係る行政経費を重複して計上したことで基準財政需要額を過大に算定していたもの。（約11.4億円）

【歳入予算の調整】

当該歳入予算の減額は、財政調整基金を繰り入れることによって調整（減額分と同額を歳入のみ増額することで対応）

(参考資料：県内市町の概要)

【県HPより】

令和7年度 普通交付税決定額について（市町分）

(単位:千円、%)

区 分	令和7年度 交付決定額 (当初算定) A	令和6年度 交付決定額 (当初算定) B	増 減 額 A - B C	増減率 C / B
長崎県市町分	(187,034,943) 187,034,943	(185,754,211) 183,533,359	(1,280,732) 3,501,584	(+ 0.7) + 1.9
市 計	(163,986,894) 163,986,894	(163,490,257) 161,406,667	(496,637) 2,580,227	(+ 0.3) + 1.6
町 計	(23,048,049) 23,048,049	(22,263,954) 22,126,692	(784,095) 921,357	(+ 3.5) + 4.2
全国市町村計	(8兆5,475億円) 8兆5,475億円	(8兆5,290億円) 8兆3,145億円	(+ 185億円) + 2,330億円	(+0.2) +2.8
全国総額	(17兆8,198億円) 17兆8,198億円	(18兆14億円) 17兆5,470億円	(△ 1,816億円) + 2,728億円	(△ 1.0) + 1.6

注：（ ）書きは、普通交付税交付決定額に臨時財政対策債※発行可能額を加算した額

- ◆普通交付税決定額は、1,870億3,500万円で前年度比1.9%の増（+35億200万円）となった。
- ◆臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税も1,870億3,500万円で前年度比0.7%の増（+12億8,100万円）となった。
- ◆なお、令和7年度は国の地方財政対策により、制度創設後、初めて臨時財政対策債の発行額が0円となっている。

令和7年度普通交付税 市町別対前年度比較表
(臨時財政対策債発行可能額加算後)

(単位:千円)

市町名	令和7年度 交付決定額 A	令和6年度 交付決定額 B	増 減 額 A - B C	増減率 (C/B)*100 (%)	交付 額 順位	増減 率 順位
長崎市	37,267,587	37,436,516	△ 168,929	△ 0.5	1	18
佐世保市	24,725,803	25,178,938	△ 453,135	△ 1.8	2	20
島原市	6,565,395	6,424,109	141,286	2.2	13	8
諫早市	10,106,610	10,032,830	73,780	0.7	7	16
大村市	7,232,227	6,808,049	424,178	6.2	12	3
平戸市	8,937,706	9,143,196	△ 205,490	△ 2.2	9	21
松浦市	4,329,279	4,132,957	196,322	4.8	14	5
対馬市	12,690,384	12,713,669	△ 23,285	△ 0.2	3	17
壱岐市	9,058,174	9,105,675	△ 47,501	△ 0.5	8	19
五島市	11,727,267	11,596,524	130,743	1.1	5	11
西海市	8,065,960	7,989,706	76,254	1.0	10	15
雲仙市	11,078,486	10,880,024	198,462	1.8	6	9
南島原市	12,202,016	12,048,064	153,952	1.3	4	10
長与町	2,911,042	2,839,178	71,864	2.5	15	7
時津町	2,184,264	1,951,662	232,602	11.9	18	1
東彼杵町	2,143,156	2,018,601	124,555	6.2	19	4
川棚町	2,371,071	2,346,792	24,279	1.0	16	14
波佐見町	2,290,606	2,197,976	92,630	4.2	17	6
小値賀町	1,899,766	1,880,283	19,483	1.0	21	13
佐々町	1,961,666	1,820,314	141,352	7.8	20	2
新上五島町	7,286,478	7,209,148	77,330	1.1	11	12
増数 減数						
市 計	163,986,894	163,490,257	496,637	0.3	8	5
町 計	23,048,049	22,263,954	784,095	3.5	8	0
合 計	187,034,943	185,754,211	1,280,732	0.7	16	5